

食安輸発0908第1号
平成21年 9月 8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

登録検査機関が発給した試験成績証明書の取扱いについて

今般、食品衛生法第31条に基づく登録検査機関である(財)石川県予防医学協会において、清涼飲料水の規格基準のうちスズの試験に関し、業務管理が適正に行われず、誤った試験結果が記述された試験成績証明書が発給されていたことが、当該検査機関から石川県及び東海北陸厚生局に対する報告により確認されました。

については、当分の間、検疫所においては(財)石川県予防医学協会から発行される試験成績(理化学的検査に属するもの)を受け入れないこととするので、対応方よろしくをお願いします。

なお、今後、(財)石川県予防医学協会については地方厚生局の立ち入りを行うこととしており、対応についてはその結果を踏まえ見直しを行うこととします。